

信仰奨励章の申請手続き等について

1 原隊隊長

信仰奨励章の認証を行う。

「信仰奨励章交付申請書」(以下、申請書という。)を作成し、署名及び押印をする。(記名は認められません。)

2 団委員長

申請書に署名及び押印をする。(記名は認められません。)

申請書を地区コミッショナーに郵送する。(署名及び押印の必要な申請書なので、必ず郵送をしてください。)

申請書に記入した人数分の記章代を地区会計に振込む。

- ・記章の単価は、105円(消費税込み)です。
- ・振込み名義は「BS ダン シンコウ」としてください。

*振込み金額と比べて振込み手数料の方が高くなってしまふ等の場合は、支払い方法について事務長とご相談ください。(RT、地区協議会等で現金と交換する等の対応をします)

3 地区内

A 地区コミッショナー

申請書を団委員長より受理する。

内容の確認後、地区会計に「何団から何人の申請があったか」を連絡する。

申請書を地区事務長へ回送する。

C 地区会計

地区コミッショナーから連絡を受けたら、振込みの確認をする。

振込みを確認後、地区事務長にその旨の連絡をする。

D 地区事務長

地区コミッショナーより回送された申請書を受理する。

地区会計より振込み確認の連絡を受ける。

申請のあった団の団連絡所へ信仰奨励章を送付する。

年度末に、県連へ修得スカウトの氏名等を県連に報告する。

4 団連絡所

地区内の審査を経て、RT、地区協議会等において信仰奨励章を受領する。